

第1回 辰野町地域公共交通協議会 議事録

●日 時：令和8年6月30日(火) 16:00～17:10

●会 場：辰野町役場 2階 大会議室

1. 開 会

高津事務局長

- ただいまから第1回 辰野町地域公共交通協議会を開催いたします。
設置要綱により本交通協議会の会長は町長が務めます。

2. 会長あいさつ

武居会長（辰野町長）

本日は大変お忙しい中、第1回辰野町地域公共交通協議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。委員の皆様方には、平素から当町の交通行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、重ねて厚く御礼申し上げます。

この辰野町の公共交通をより良くしていくため、現場の目線、住民の目線から、様々なご意見やご要望を頂戴できればと考えております。また、各種団体長や地元区長の皆様で、役員の任期に伴い新たに委員を務めていただく皆様におかれましても、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

当町では、町営バスやデマンド型乗合タクシーの運行を行っておりますが、本格的な人口減少社会を迎える中、利用者の減少や事業の採算性、さらには昨今深刻化しております公共交通の担い手不足やコストの高騰など、取り巻く課題はますます顕在化し、厳しさを増しております。

町民の皆様の暮らしと、日々の移動を支える地域公共交通を守り抜くためには、辰野町に適した公共交通の在り方を柔軟に模索していかなければなりません。

本日の協議会においては、町営バスやデマンド型乗合タクシーの運行状況を報告するとともに、各種補助申請に必要な協議をいただく予定でございます。また、町営バスにおいては10月にダイヤ改正を予定しており、その見直し方針についてご説明いたします。

委員の皆様には、どのような視点からでも結構ですので、現場の生の声、率直なご意見・ご要望をお出しいただき、活発なご議論をいただけますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 経過報告

(1) 資料1に沿って事務局より報告

⇒質疑なし

4. 協議・報告事項

(1) 町営バス・デマンド型乗合タクシーの運行状況について（報告事項）

・資料2-1～2-4に沿って、事務局より報告

⇒質疑なし

(2) 令和9年度地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業について（協議事項）

・資料3に沿って、事務局より説明

⇒質疑なし

⇒一同承認

(3) 辰野町地域公共交通計画の進捗について（報告事項）

・資料4に沿って、事務局より説明

⇒質疑なし

(4) 町営バス川島線・飯沼線のダイヤ改正について（報告事項）

・資料5に沿って、事務局より説明

⇒質疑なし

(5) 自家用有償旅客運送(川島線・飯沼線)の更新登録について（協議事項）

・資料6に沿って、事務局より説明

⇒質疑なし

(6) その他

⇒質疑なし

(7) 意見交換

事務局	● ここで委員の皆様と意見交換の時間とさせていただきたいと思いますが、例年ですと運転手不足の状況などを交通事業者の皆様からご説明いただいておりますが、今回はぜひ利用者側のご意見も伺ってみたいと思っております。 民生委員の赤羽様に伺ってみたいと思いますが、普段関わりのある方でも委員の方から聞いた意見があれば教えていただけないでしょうか。
赤羽委員(民生委員)	● 特別移動に困っているといった意見は聞いておりません。デマンド型乗合タクシーの見直しがされ、その後は使いにくかったとの意見もありましたが、様々な改善もあり今日の資料にもある好調な利用状況にあるのではと感じています。
事務局	● 次にシニアクラブ連合会より古村様いかがでしょうか。
古村委員(シニアクラブ)	● シニアクラブからは特に意見等は伺っておりません。個人的な意見としては、小野・川島はバスが通っていますが、私は沢底に住んでいてバスはありません。そこを考慮していただけるとありがたいです。
上条医院(上伊那地域振興局)	● 県の立場でお話しさせていただくと、みすずハイウェイバスが南北を縦断するように走っているのですが、所要時間や乗り継ぎの兼ね合いやコロナの影響もあり、減便されてきておりました。 現在は増便を図り、県も支出して2年間はやってみようとして取り組んでいるところでございます。 目標は年間で80,000人と掲げているところ、今のところは50,000人台で厳しい状況が続いています。 続いてJRについてもお話しさせていただくと、県としてもJRも一体的にとらえて、ぜひこの議論の中にJRを含めてお願いしたいと思います。 最後に、委員の皆様含め公共交通を自分事として捉えていただくことが肝要で、ぜひそれぞれの団体、ご家族の中で懇親会に公共交通を使っていただくなど地道ではありますがお願いできればと思います。

5. その他

⇒なし

6. 閉会

高津事務局長

- 慎重審議ありがとうございました。以上を持ちまして第1回 辰野町地域公共交通協議会を終了いたします。

第1回 辰野町地域公共交通協議会 次第

日 時：令和8年6月30日

午後4時00分～

場 所：辰野町役場 大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 経過報告 (資料1)

4 協議・報告事項

(1) 町営バス・デマンド型乗合タクシーの運行状況について (資料2-1～2-4)

(2) 令和9年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業について (資料3)

(3) 辰野町地域公共交通計画の進捗について (資料4)

(4) 町営バス川島線・飯沼線のダイヤ改正について (資料5)

(5) 自家用有償旅客運送（川島線・飯沼線）の更新登録について (資料6)

(6) その他

(7) 意見交換会

5 その他

6 閉会

辰野町地域公共交通協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、辰野町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の公共交通の在り方、改善、利便の向上等に関すること
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議として、一般乗合旅客自動車運送及び自家用有償旅客運送について必要な協議を行うこと
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会として、当該地域公共交通計画の作成、変更及び実施に関し必要な協議を行うこと
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(協議会の委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表者
- (5) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、長野県警察、学識経験を有する者、その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任させることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は町長を充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事)

第8条 協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、協議会で選任する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

辰野町地域公共交通協議会委員名簿

任期 R9. 3. 31まで
(順不同、敬称略)

	役職名	所 属	職 名	氏 名	選出区分	備 考
1	会長	辰野町	町長	武居 保男	(1) 町長	
2	委員	〃	副町長	中谷 俊禎	(6) 道路管理者、長野県警察、その他交通会議が必要と認める者	
3	〃	公益社団法人 長野県バス協会	専務理事	吉澤 實敏	(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	
4	〃	辰野タクシー株式会社	代表取締役	飯澤 和也	〃	
5	〃	一般社団法人長野県タクシー協会	会長	山谷 恭博	〃	
-	〃				(3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	
6	〃	区長	小野区長	赤羽 永臣	(4) 住民又は利用者の代表者	
7	〃	〃	川島区長	樋口 和男	〃	
8	〃	〃	小横川区長	赤羽 誠	〃	
9	〃	〃	宮木区長	丸茂 豊	〃	
10	〃	〃	北大出区長	桑澤 英明	〃	
11	〃	〃	平出区長	赤羽 修一	〃	
12	〃	〃	赤羽区長	瀬戸 浩文	〃	
13	〃	〃	沢底区長	有賀 秀明	〃	
14	〃	辰野町社会福祉協議会	会長	赤羽 八洲男	〃	
15	〃	辰野町商工会	会長	檀原 隆宣	〃	
16	〃	辰野町観光協会	会長	野澤 千尋	〃	
17	〃	辰野町民生児童委員協議会	会長	赤羽 正臣	〃	
18	〃	〃	副会長	関 彰子	〃	
19	〃	辰野町シニアクラブ連合会	会長	古村 仁士	〃	
20	〃	〃	シニアクラブ女性部長	青木 博子	〃	
21	〃	辰野町 P T A 連合会	会長	山崎 知佐子	〃	
22	〃	辰野町女性団体連絡協議会	会長	山寺 はる美	〃	
23	〃	北陸信越運輸局長野運輸支局	首席運輸企画専門官	渡邊 徳之	(5) 北陸信越運輸局長又はその指名する者	
24	〃	伊那警察署	交通課交通係長	竹澤 隆幸	(6) 道路管理者、長野県警察、その他協議会が必要と認める者	
25	〃	伊那建設事務所	維持管理課長	丸山 真		
26	〃	上伊那地域振興局	企画振興課長	上条 洋	〃	
27	〃	塩尻市	都市計画課長	米山 進	〃	
28	〃	辰野高等学校	教頭	林 直樹	〃	
29	〃	東日本旅客鉄道株式会社	塩尻駅長	小澤 健治	〃	
30	〃	辰野町	辰野病院事務長	桑原 さゆり	〃	
31	〃	辰野町	保健福祉課長	矢島 秀教	〃	
32	〃	辰野町	建設水道課長	熊谷 健司	〃	
33	〃	辰野町	学校支援課長	竹村 智博	〃	
1		事務局長	まちづくり政策課長	高津 稔		
2		事務局	まちづくり政策課まちづくり係長	一ノ瀬 雄大		
3		〃	まちづくり政策課係員	桑澤 健太郎		
3		〃	まちづくり政策課係員	唐澤 千桜		

経 過 報 告

平成 22 年 3 月に伊那バス株式会社が運行する伊那バス本線が廃止となり、民間事業者が運行する路線が一切ない状況となりました。これに伴い、辰野町に大規模な交通空白が生じました。このような過程の中で、平成 23 年度に辰野町地域公共交通会議を立ち上げ、町営バス、デマンド型乗合タクシー事業を中心に利用者のニーズに応える形で改善を図りながら運行を継続してきました。

また、令和 5 年度には「辰野町地域公共交通計画」を策定し、町内の移動実態や課題を整理し、当町における目指すべき公共交通の姿を明確化しました。

期 日	内 容
令和 7 年 6 月 30 日（月）	第 1 回辰野町地域公共交通協議会 （1）経過報告 （2）令和 7 年度辰野町生活交通確保維持改善計画に基づく運行実績について （3）令和 8 年度辰野町生活交通確保維持改善計画について （4）辰野町地域公共交通計画の進捗について
12 月 17 日（水）	第 1 回辰野町地域公共交通協議会幹事会 （1）令和 7 年度辰野町地域内フィーダー系統確保維持計画に基づく事業評価（案）について （2）令和 7 年度 町営バス川島線の運行状況について （3）町営バス川島線の運賃改定について （4）町営バスおのりーなのダイヤ改正について
12 月 25 日（木）	第 2 回辰野町地域公共交通協議会 （1）令和 7 年度辰野町地域内フィーダー系統確保維持計画に基づく事業評価（案）について （2）令和 7 年度 町営バス川島線の運行状況について （3）町営バス川島線の運賃改定について （4）町営バスおのりーなのダイヤ改正について
令和 8 年 2 月中旬	第 3 回辰野町地域公共交通協議会（書面決議） （1）町営バスおのりーなのダイヤ改正日の変更について
5 月 22 日（金）	町営バス飯沼線運営委員会 （1）令和 7 年度運行実績について （2）令和 7 年度収支報告書について （3）令和 8 年度収支見込について
5 月 25 日（月）	町営バス川島線運営委員会 （1）令和 7 年度運行実績について （2）令和 7 年度収支報告書について （3）令和 8 年度収支見込について

■路線概要

● 町営バス川島線 ①運行形態：公共交通空白地有償運送(町が保有する車両を用いて運行) ・木曽沢→辰野町役場・辰野駅：8便 ・辰野町役場・辰野駅→木曽沢：8便 (このうち上下2便が中谷まで運行) ②運賃：1乗車100円・200円(定期券購入者のうち免許返納者、障がい者、小学生以下は半額) ③運行日：平日・土曜日 ※土曜日は16便のうち6便(3往復分)のみ
● 町営バス飯沼線(愛称：おのりーな) ①運行形態：公共交通空白地有償運送 ・左回り：4便 ・右回り：4便 ②運賃：1乗車100円・200円(定期券購入者のうち免許返納者、障がい者、小学生以下は半額) ③運行日：平日 運行事業者：辰野町 確保維持事業に要する国庫補助金額／年間 〔川島線〕1,824千円 〔飯沼線〕0円
●デマンド型乗合タクシー ①運行形態：一般乗合旅客自動車運送事業 ②対象者：川島線・飯沼線運行区域を除く地域(宮所地域から南の竜東及び竜西地域) ③運行概要 ア) 車両数：2台(ワンボックス車、セダン車) イ) 乗降場所：<u>ドア・トゥ・ドア</u> 〔行きの乗車地点〕 利用登録者の自宅付近 〔行きの降車地点〕※103か所 運行区域内の公共施設(役場等)、医療機関(辰野病院、その他の医院等)、老人福祉センター、金融機関(銀行、郵便局、JA)、商業施設(大型スーパー等)、交通結節点(駅等)に歩いて行ける範囲に、効率的に設置する。 ウ) 便数：フリーダイヤ エ) 運行日／時間帯：平日のみ／8時30分～16時00分 オ) 運賃：月定額運賃(1か月3,000円)、都度払い運賃(1乗車1,000円) ※障がい者・小学生半額、免許返納者は月定額運賃のみ利用開始から1年間1,000円引き カ) 予約受付センターの運営はまちづくり政策課が行う 運行事業者：辰野タクシー株式会社 確保維持事業に要する国庫補助金額／年間 〔デマンド型乗合タクシー〕1,845千円

令和 7 年度 町営バス川島線運行実績

【乗車人数】 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度 合計
R 7 年度	464	441	426	445	352	425	496	384	469	405	342	394	5,043
R 6 年度	782	844	770	685	422	612	715	621	666	629	527	493	7,766
比較	△ 318	△ 403	△ 344	△ 240	△ 70	△ 187	△ 219	△ 237	△ 197	△ 224	△ 185	△ 99	△ 2,723

【一日平均乗車人数】 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度 平均
R 7 年度	18.56	19.17	17.04	17.12	16.00	17.71	19.08	16.70	19.54	17.61	15.55	15.76	17.51
R 6 年度	31.28	35.17	30.80	26.35	18.35	26.61	27.50	25.88	27.75	27.35	23.95	19.72	26.78
比較	△ 12.72	△ 15.99	△ 13.76	△ 9.23	△ 2.35	△ 8.90	△ 8.42	△ 9.18	△ 8.21	△ 9.74	△ 8.41	△ 3.96	△ 9.27

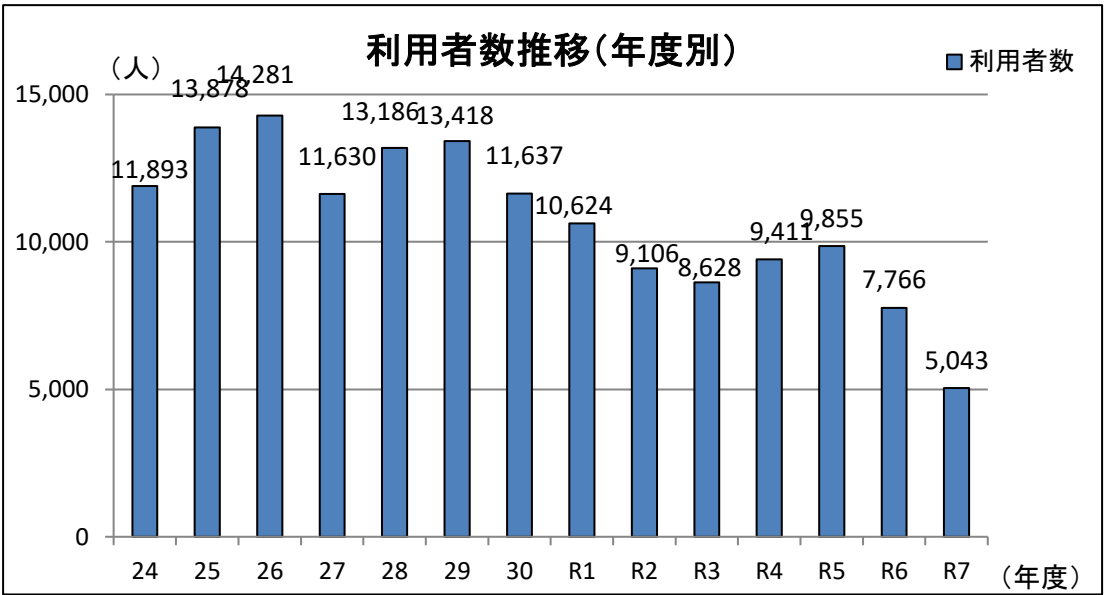
【運行日数】 (単位：日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度 合計
R 7 年度	25	23	25	26	22	24	26	23	24	23	22	25	288
R 6 年度	25	24	25	26	23	23	26	24	24	23	22	25	290
比較	0	△ 1	0	0	△ 1	1	0	△ 1	0	0	0	0	△ 2

【年度別利用者数】

(単位：人)

年度	利用者数
24	11,893
25	13,878
26	14,281
27	11,630
28	13,186
29	13,418
30	11,637
R1	10,624
R2	9,106
R3	8,628
R4	9,411
R5	9,855
R6	7,766
R7	5,043



令和7年度 町営バス飯沼線運行実績

【乗車人数】

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度 合計
R7年度	38	107	92	95	85	140	120	114	100	117	102	137	1,247
R6年度	132	132	120	131	105	117	97	55	73	61	60	55	1,138
比較	△ 94	△ 25	△ 28	△ 36	△ 20	23	23	59	27	56	42	82	109

※上記にはデマンドバスの利用者を含みます。

【一日平均乗車人数】

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度 平均
R7年度	1.81	5.35	4.38	4.32	4.72	7.00	5.45	6.33	5.00	6.16	5.67	6.52	5.20
R6年度	6.29	6.29	6.00	5.95	5.83	6.16	4.41	2.75	3.65	3.21	3.33	2.75	4.74
比較	△ 4.48	△ 0.94	△ 1.62	△ 1.64	△ 1.11	0.84	1.05	3.58	1.35	2.95	2.33	3.77	0.45

【運行日数】

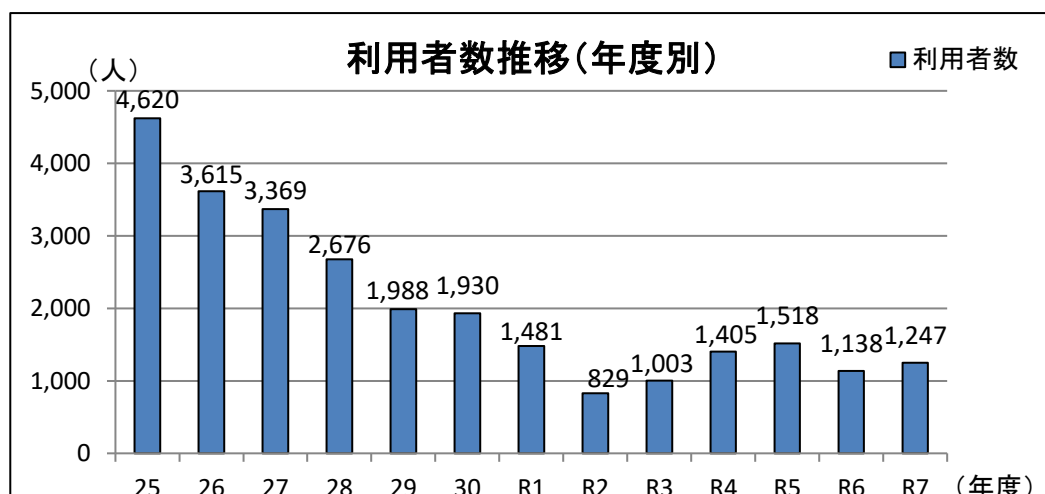
(単位:日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度 合計
R7年度	21	20	21	22	18	20	22	18	20	19	18	21	240
R6年度	21	21	20	22	18	19	22	20	20	19	18	20	240
比較	0	△ 1	1	0	0	1	0	△ 2	0	0	0	1	0

【年度別利用者数】

(単位:人)

年度	利用者数
25	4,620
26	3,615
27	3,369
28	2,676
29	1,988
30	1,930
R1	1,481
R2	829
R3	1,003
R4	1,405
R5	1,518
R6	1,138
R7	1,247



令和7年度 デマンド型乗合タクシー運行実績

【乗車人数】

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度 合計
R7年度	797	789	775	798	703	764	869	700	811	710	729	837	9,282
R6年度	783	781	786	775	712	704	845	801	836	739	698	803	9,263
比較	14	8	△ 11	23	△ 9	60	24	△ 101	△ 25	△ 29	31	34	19

【一日平均乗車人数】

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度 平均
R7年度	37.95	39.45	36.90	36.27	35.15	38.20	39.50	38.89	40.55	37.37	40.50	39.86	38.36
R6年度	39.15	39.05	35.73	38.75	32.36	35.20	38.41	40.05	41.80	38.89	38.78	40.15	38.12
比較	△ 1.20	0.40	1.18	△ 2.48	2.79	3.00	1.09	△ 1.16	△ 1.25	△ 1.53	1.72	△ 0.29	0.24

【運行日数】

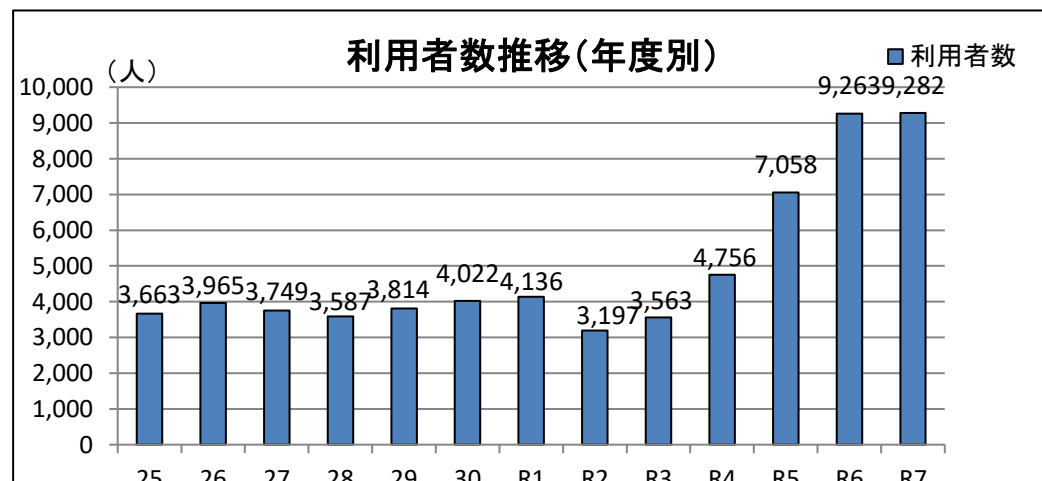
(単位:日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度 合計
R7年度	21	20	21	22	20	20	22	18	20	19	18	21	242
R6年度	20	20	22	20	22	20	22	20	20	19	18	20	243
比較	1	0	△ 1	2	△ 2	0	0	△ 2	0	0	0	1	△ 1

【年度別利用者数】

(単位:人)

年度	利用者数
25	3,663
26	3,965
27	3,749
28	3,587
29	3,814
30	4,022
R1	4,136
R2	3,197
R3	3,563
R4	4,756
R5	7,058
R6	9,263
R7	9,282



令和 9 年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業について

令和 8 年 6 月 30 日

辰野町地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

辰野町の公共交通は鉄道や町営バス、デマンド型乗合タクシーやタクシー等を中心に構成されており、町が運行している町営バスやデマンド型乗合タクシーは、利用者のニーズに応える形で改善を図りながら運行を継続してきました。

その一方で、町の人口減少や少子高齢化は大きく進んでおり、地域住民の生活交通を確保し、将来に渡って維持・確保していくためには、今後の社会環境の変化や多様化する住民ニーズを見据えて、持続可能な交通体系を目指すための指針が必要となります。

このことから、町内の移動実態や課題を整理し、目指すべき公共交通の姿を明確化することによって、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいた、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするための公共交通政策の総合計画となる「辰野町地域公共交通計画」を策定することとなりました。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ◇◇町営バスとデマンド型乗合タクシーの年間利用者数を 15,000 人以上（令和 4 年度実績 15,572 人）とする。
- ◇◇町営バスとデマンド型乗合タクシーの収支率を 15%以上（令和 4 年度実績 18%）とする。
- ◇◇デマンド型乗合タクシーの利用登録者数を 650 人以上（令和 4 年度実績 558 人）とする。
- ◇◇中心拠点に位置するバス停における町営バスとデマンド型乗合タクシーの乗降者数を各年度において前年度以上を目標とする。
- ◇◇公共交通に係る町民 1 人あたりの行政支出額を 1,600 円以内（令和 4 年度実績 1,400 円）とする。
- ◇◇町と連携して利用促進に関する取り組みを実施した地域（自治区）の数を 5 地域（令和 4 年度実績 1 地域）とする。

（辰野町地域公共交通計画 P66 参照）

(2) 事業の効果

町営バス川島線及びおのりーな、デマンド型乗合タクシーを維持・確保することにより通院・買い物、通学等の生活交通としての利便性が向上する。

また、町営バス 2 路線については、鉄道へのアクセスを高めることで、町外への移動や町外者の辰野町内での回遊性も向上する。

今後の人口減少を踏まえ、町営バスやデマンド型乗合タクシーを組み合わせた効率的かつ利便性の高い公共交通体系を構築することで、利用者数及び収支率の維持を図り、持続可能性を確保する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・ 町営バス（地域内交通）の見直し（辰野町、交通事業者）

・ デマンド型乗合タクシーによる生活移動の確保（辰野町、交通事業者）

・ 鉄道（広域交通）の減便・縮小への対応（辰野町、交通事業者）

・ まちなかエリア（町中心部）での回遊性の向上（辰野町、交通事業者）

・ 利用環境の整備・改善（辰野町、交通事業者、道路管理者）

・ 交通資源の最適配置・有効活用

・ 効果的な利用促進策の検討・実施

・ 関係人口を巻き込んだ施策の検討・実施

・ 福祉部門と連携した取組の実施

・ 運転者不足対策の検討・実施

（辰野町地域公共交通計画 P58～65 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

【町営バス】

運行系統名	系統区間	運行事業者
川島線	辰野町役場 ⇒ 中谷	辰野町
おのりーな	中学校口 ⇒ 辰野駅	

【デマンド】

運行系統名	運行区域	運行事業者
デマンド型乗合タクシー	伊那富、中央、樋口、赤羽、沢底平出、辰野	辰野タクシー株式会社

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

【辰野町】

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド型乗合タクシーについて、その運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者から提供される利用実績及びデマンド型乗合タクシーの配車システム記録等により数値指標を把握し、評価を実施する。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表 5 を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
[川島線]（令和9年度から新規） 通院・買い物、通学等で利用されている生活交通で、谷に沿って運行している地形の関係上、定時定路線での運行を維持・確保しつつ、サービスの改善や見直しを図る 一方、自治体や町内交通事業者の努力だけでは運行を維持していくことが困難であるため、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用する。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標 ◇◇町営バスとデマンド型乗合タクシーの年間利用者数を 15,000 人以上（令和4年度実績 15,572 人）とする。 ◇◇町営バスとデマンド型乗合タクシーの収支率を 15%以上（令和4年度実績 18%）とする。 ◇◇デマンド型乗合タクシーの利用登録者数を 650 人以上（令和4年度実績 558 人）とする。 ◇◇中心拠点に位置するバス停における町営バスとデマンド型乗合タクシーの乗降者数を各年度において前年度以上を目標とする。 ◇◇公共交通に係る町民 1 人あたりの行政支出額を 1,600 円以内（令和4年度実績 1,400 円）とする。 ◇◇町と連携して利用促進に関する取り組みを実施した地域（自治区）の数を 5 地域（令和4年度実績 1 地域）とする。 （辰野町地域公共交通計画 P66 参照）
（２）事業の効果 町営バス川島線を維持・確保することにより通院・買い物、通学等の生活交通としての利便性が向上する。 また、鉄道へのアクセスを高めることで、町外への移動や町外者の辰野町内での回遊性も向上する。 今後の人口減少を踏まえ、町営バスやデマンド型乗合タクシーを組み合わせた効率的かつ利便性の高い公共交通体系を構築することで、利用者数及び収支率の維持を図り、持続可能性を確保する。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
辰野町地域公共交通協議会 ・ 令和 7 年 6 月 30 日 - 第 1 回 令和 7 年度辰野町生活交通確保維持改善計画に基づく運行実績について - 令和 8 年度辰野町生活交通確保維持改善計画について - 辰野町地域公共交通計画の進捗について ・ 令和 7 年 12 月 17 日 - 第 2 回 令和 7 年度辰野町地域内フィーダー系統確保維持計画に基づく事業評価（案）について - 令和 7 年度 町営バス川島線の運行状況について - 町営バス川島線の運賃改定について - 町営バスおのりーなのダイヤ改正について ・ 令和 8 年 2 月中旬（書面決議） - 第 3 回 町営バスおのりーなのダイヤ改正日の変更について 辰野町地域公共交通協議会（幹事会） ・ 令和 8 年 12 月 25 日 - 第 2 回 令和 7 年度辰野町地域内フィーダー系統確保維持計画に基づく事業評価（案）について - 令和 7 年度 町営バス川島線の運行状況について - 町営バス川島線の運賃改定について - 町営バスおのりーなのダイヤ改正について
19. 利用者等の意見の反映状況
デマンド型乗合タクシーについては、利用者から利便性の向上を求める要望が強くあったことや導入から 9 年が経過していたことから令和 4 年 10 月から運行方式を見直し、実証実験を実施した。その運行状況を踏まえ現在は新たな運行方式で本格稼働となっている。その後、現在まで利用者数が増加傾向にある。 町営バス飯沼線の実証実験結果、利用者ニーズを反映させる形で令和 7 年 5 月に定時定路線での運行形態へ変更した。 今年度は、減少傾向にある町営バス川島線のダイヤを見直すこととし、利用者ニーズに応える形で見直しを図る。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県上伊那郡辰野町中央 1 番地

(所 属) 辰野町地域公共交通協議会事務局

(氏 名) 桑澤 健太郎

(電 話) 0266-41-1111

(e-mail) tyakuba@town.tatsuno.lg.jp

辰野町地域公共交通計画の進捗について

1 取組の実施状況

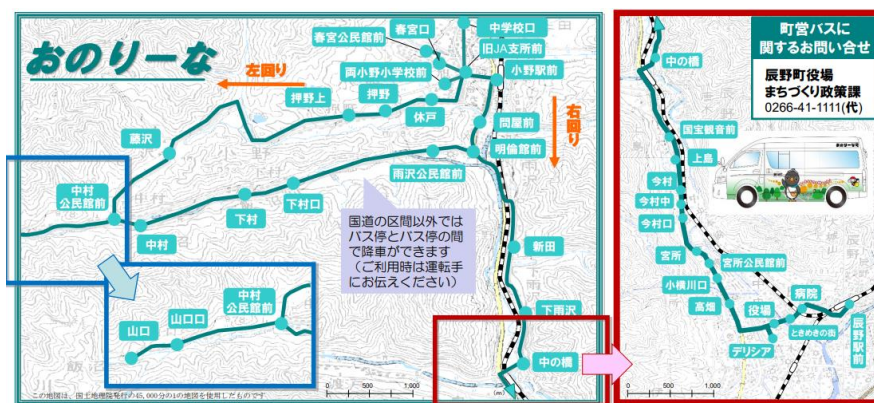
目標	事業	これまでの実施状況
社会の変化に対応した持続可能な公共交通	● 町営バス（地域内交通）の見直し ● デマンド型乗合タクシーによる生活移動の確保 ● 鉄道（広域交通）の減便・縮小への対応	● 町営バス 2 路線（川島線・飯沼線「愛称おのりーな」）の運賃改定を図り、分かりやすい運賃形態とした。
誰もが利用しやすい公共交通	● まちなかエリア（町中心部）での利便性・回遊性向上 ● 利用環境の整備・改善 ● 交通資源の最適配置・有効活用	● 利用環境の整備・改善を図るため公共交通に関する住民アンケートの実施
みんなが支える公共交通	● 効果的な利用促進策の検討・実施 ● 関係人口を巻き込んだ施策の検討・実施 ● 福祉部門と連携した取組の実施 ● 運転者不足対策の検討・実施	● 町公共交通の情報提供（時刻表の配布） ● 運賃改定に伴う周知チラシの配布 ● 福祉部門と連携した窓口来庁者への利用案内

2 評価指標の達成状況

目標	評価指標	基準値	目標値 (R10年度)	現状値 (R7年度末時点)
社会の変化に対応した持続可能な公共交通	町営バスとデマンド型乗合タクシーの年間利用者数	15,572 人 (R4 年度)	15,000 人以上	15,572 人
	町営バスとデマンド型乗合タクシーの収支率	18% (R4 年度)	15%以上	7.97%
誰もが利用しやすい公共交通	デマンド型乗合タクシーの利用登録者数	558 人 (R5 年度)	650 人以上	507 人
	中心拠点に位置するバス停における町営バスとデマンド型乗合タクシーの乗降者数	—	前年度以上	4,783 人
みんなが支える公共交通	公共交通に係る町民 1 人あたりの行政支出額	1,400 円 (R4 年度)	1,600 円以内	1,954 円
	町と連携して利用促進に関する取組を実施した地域（自治区）の数	1 地域 (R5 年度)	5 地域	1 地域

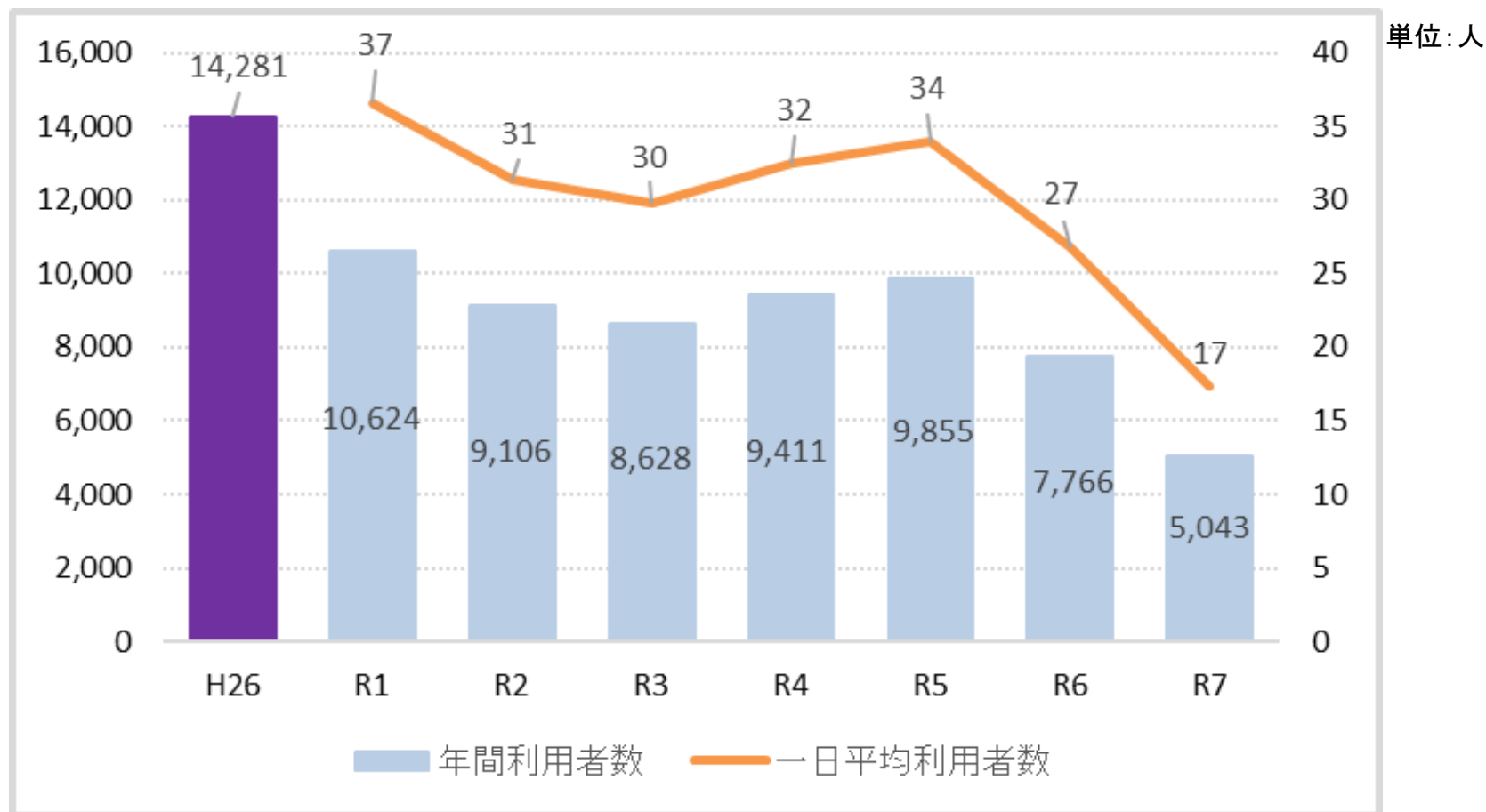
町営バス川島線・飯沼線のダイヤ改正について



[illegible]

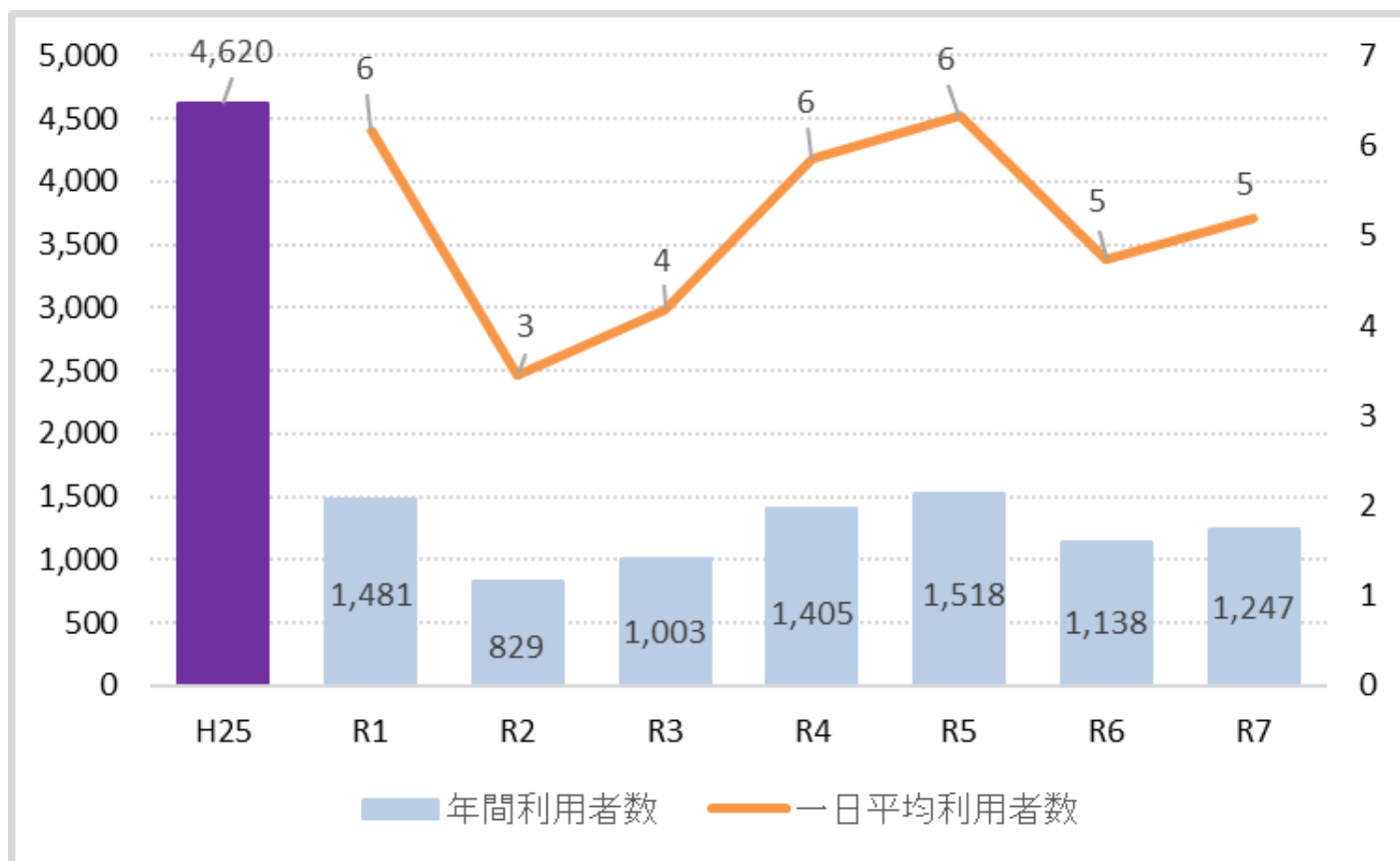
川島線利用状況(年間利用者数)

- 平成26年度の利用者数は年間14,281人であったが、減少傾向が続いており、令和2年度以降は10,000人に満たない状況が続いている。
- また、1日当たりの平均利用者数は令和7年度に平均20人を下回っており、利用者が0人で運行している便も見られる。



飯沼線利用状況(年間利用者数)

- 平成25年度の利用者数は年間4,620人であったが、減少傾向が続いており、コロナ禍前の令和元年度も1,481人、最もコロナ禍の影響を受けた令和2年は829人と大きく減少している。
- また、1日当たりの平均利用者数は令和元年度から平均10人を下回っており、利用者が0人で運行している便も見られる。



中谷・木曽沢～

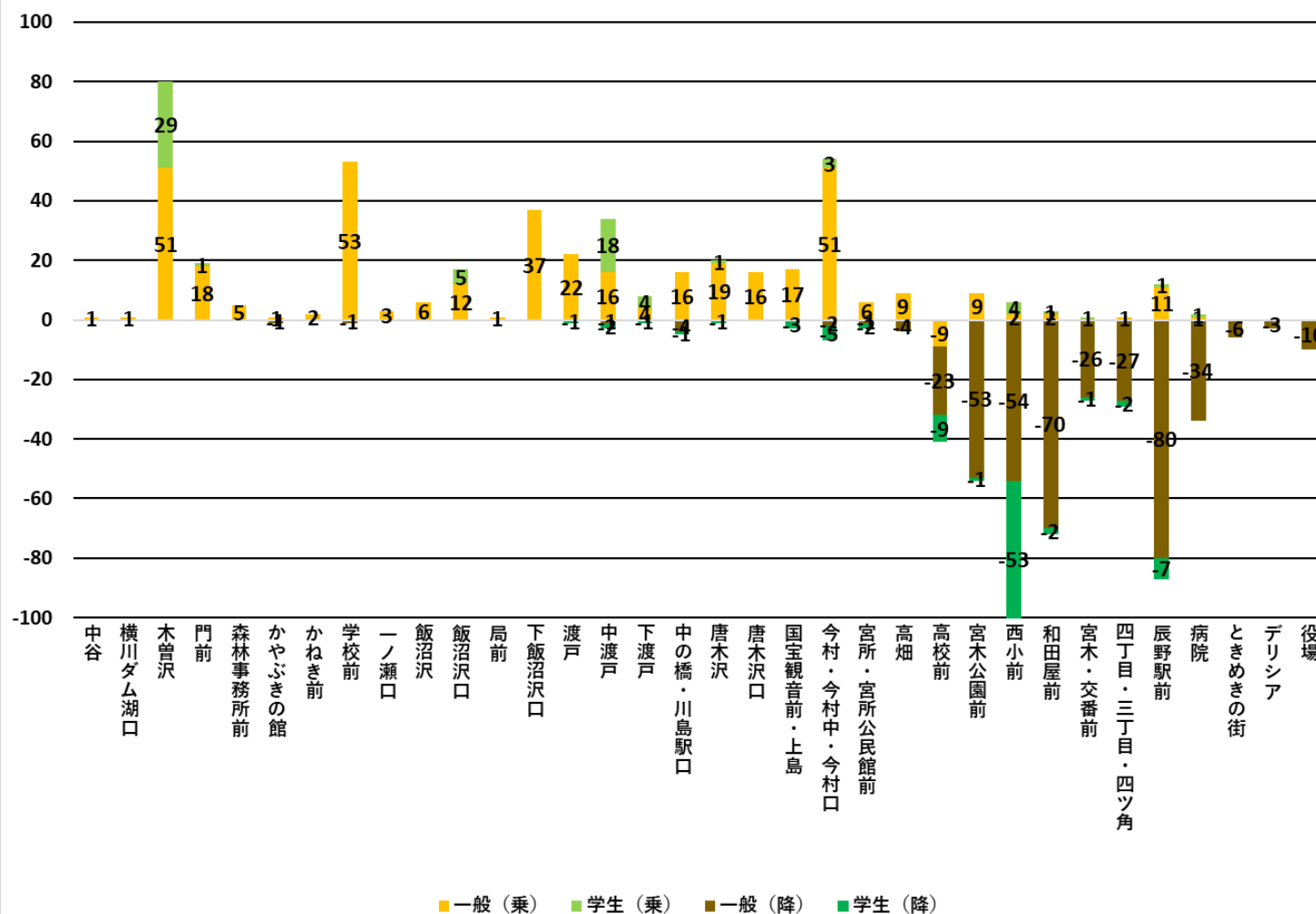
※R7年度の乗車記録より作成

乗車人員

降車人数

停留所別利用者数（中谷・木曽沢～）

単位：人



役場・辰野駅～

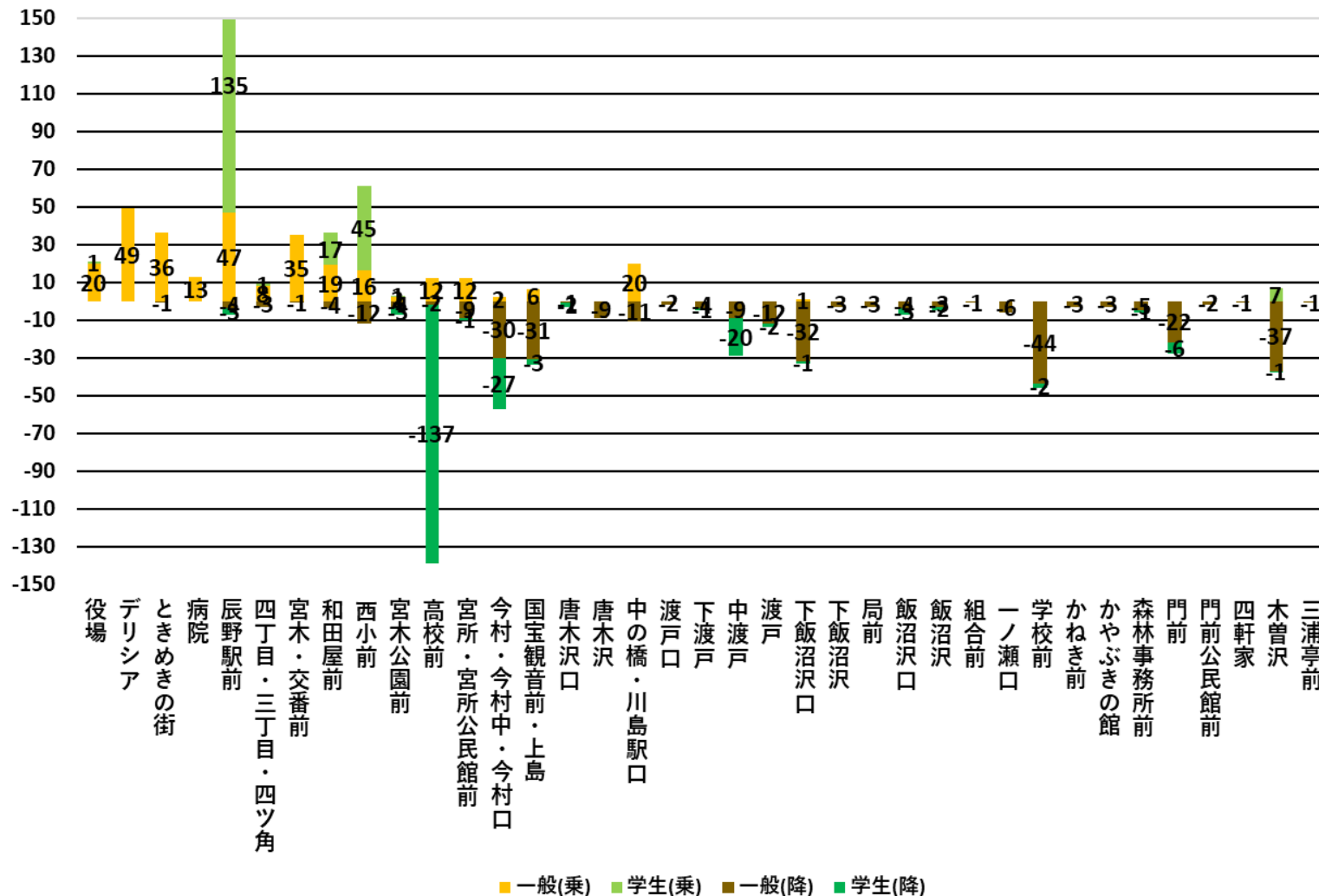
※R7年度の乗車記録より作成

乗車人員

降車人数

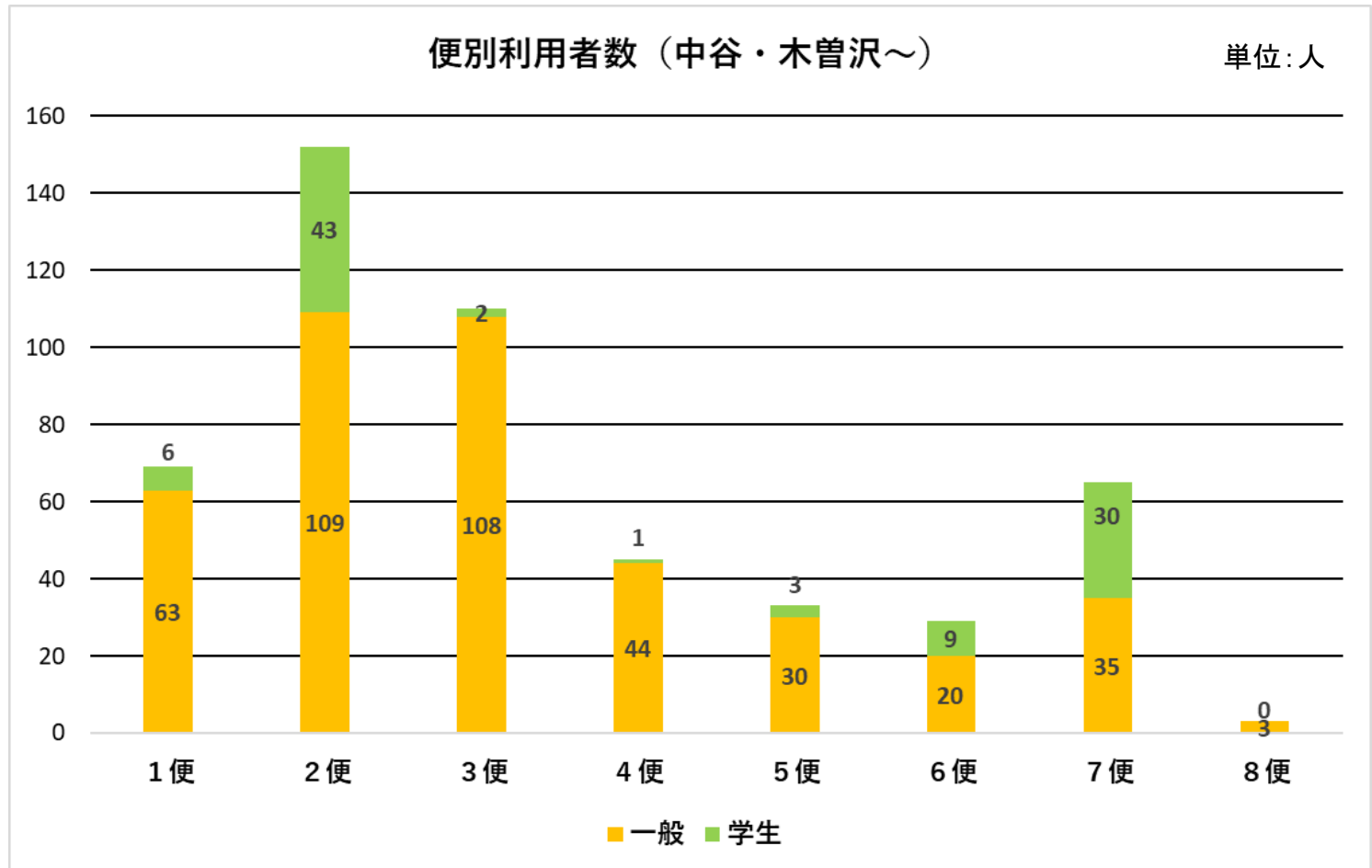
停留所別利用者数（役場・辰野駅～）

単位:人



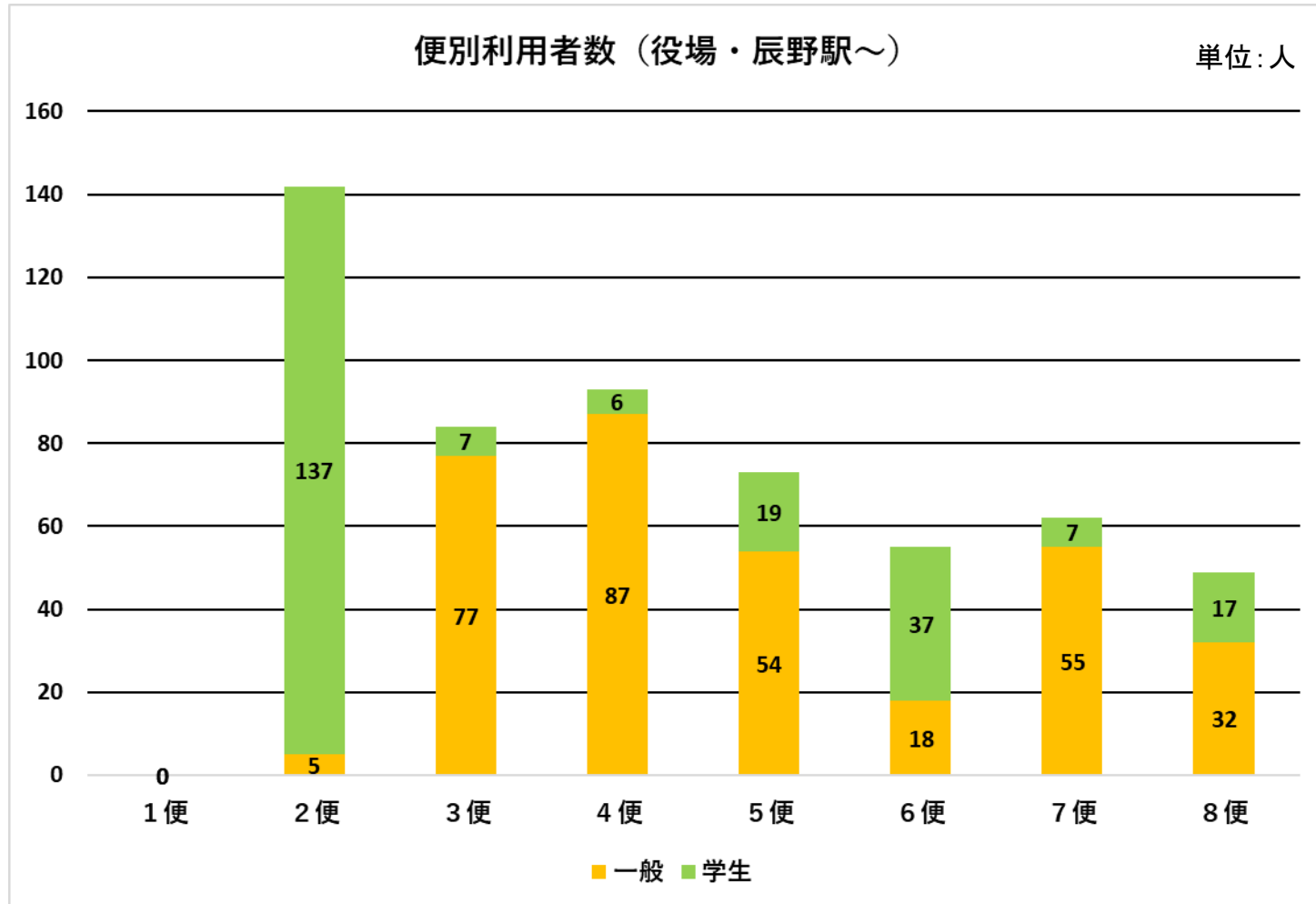
中谷・木曽沢～

※R7年度の乗車記録より作成



役場・辰野駅～

※R7年度の乗車記録より作成

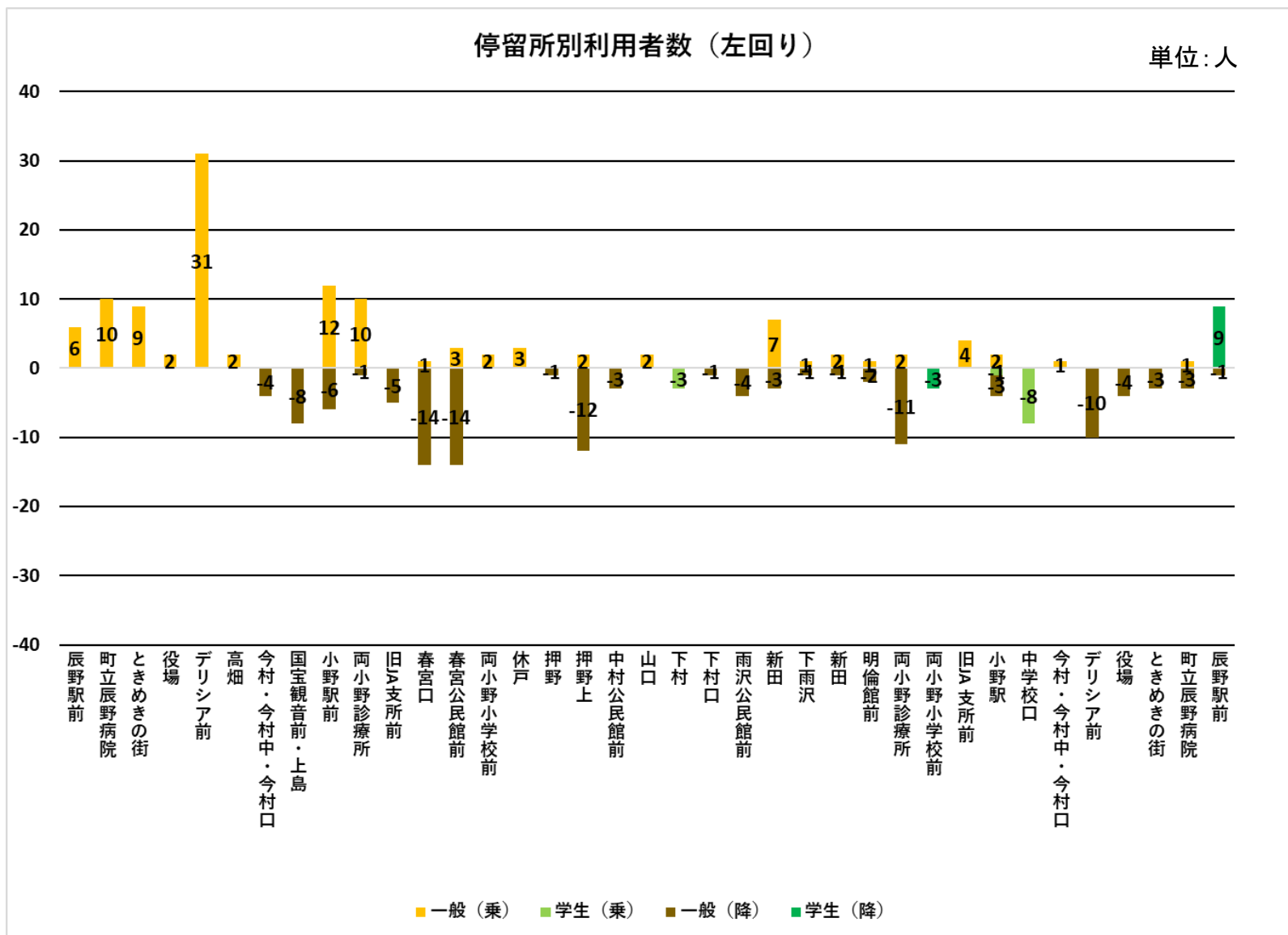


左回り

※R7年度の乗車記録より作成

乗車人員

降車人数



右回り

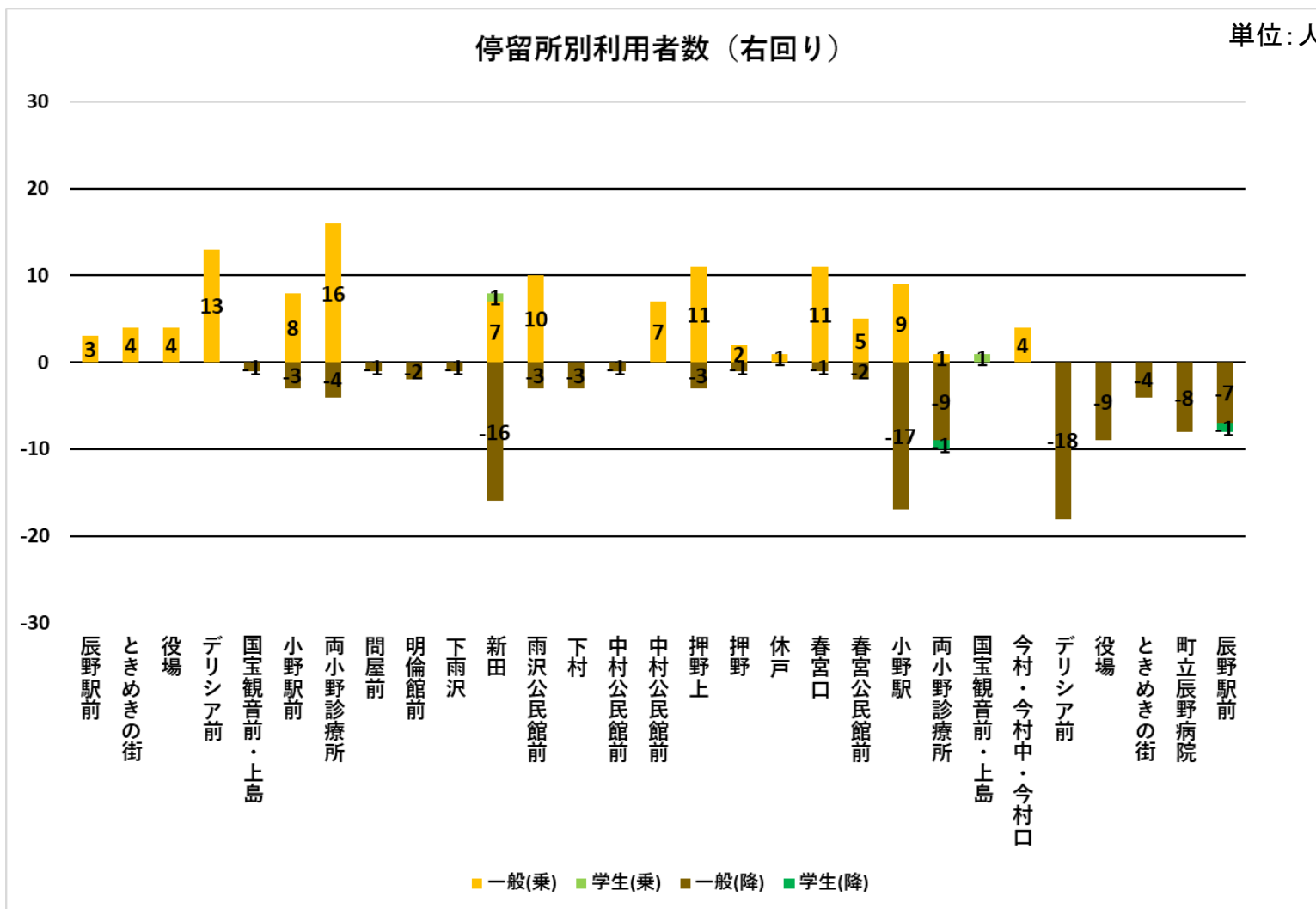
※R7年度の乗車記録より作成

乗車人員

降車人数

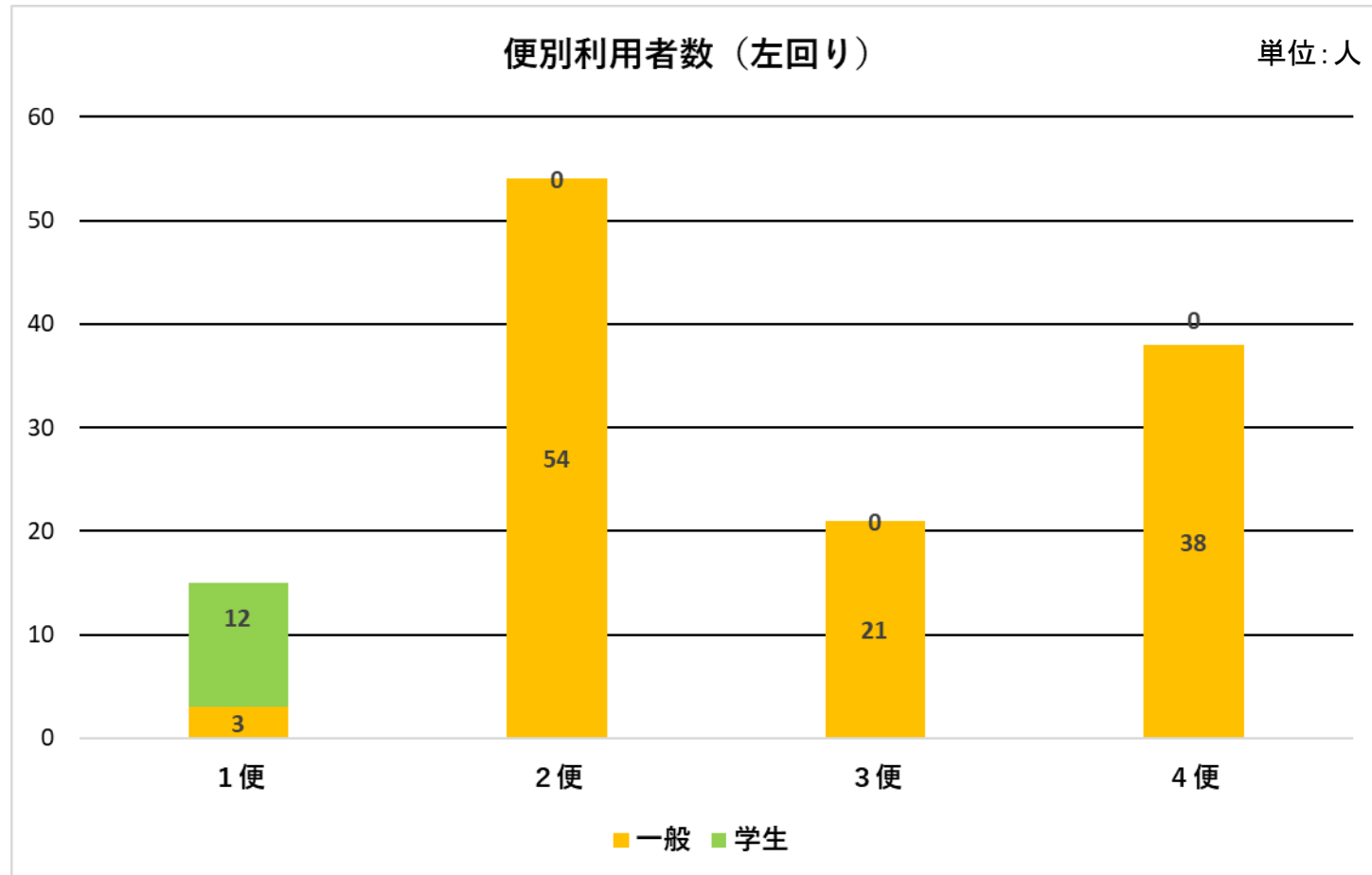
停留所別利用者数（右回り）

単位：人



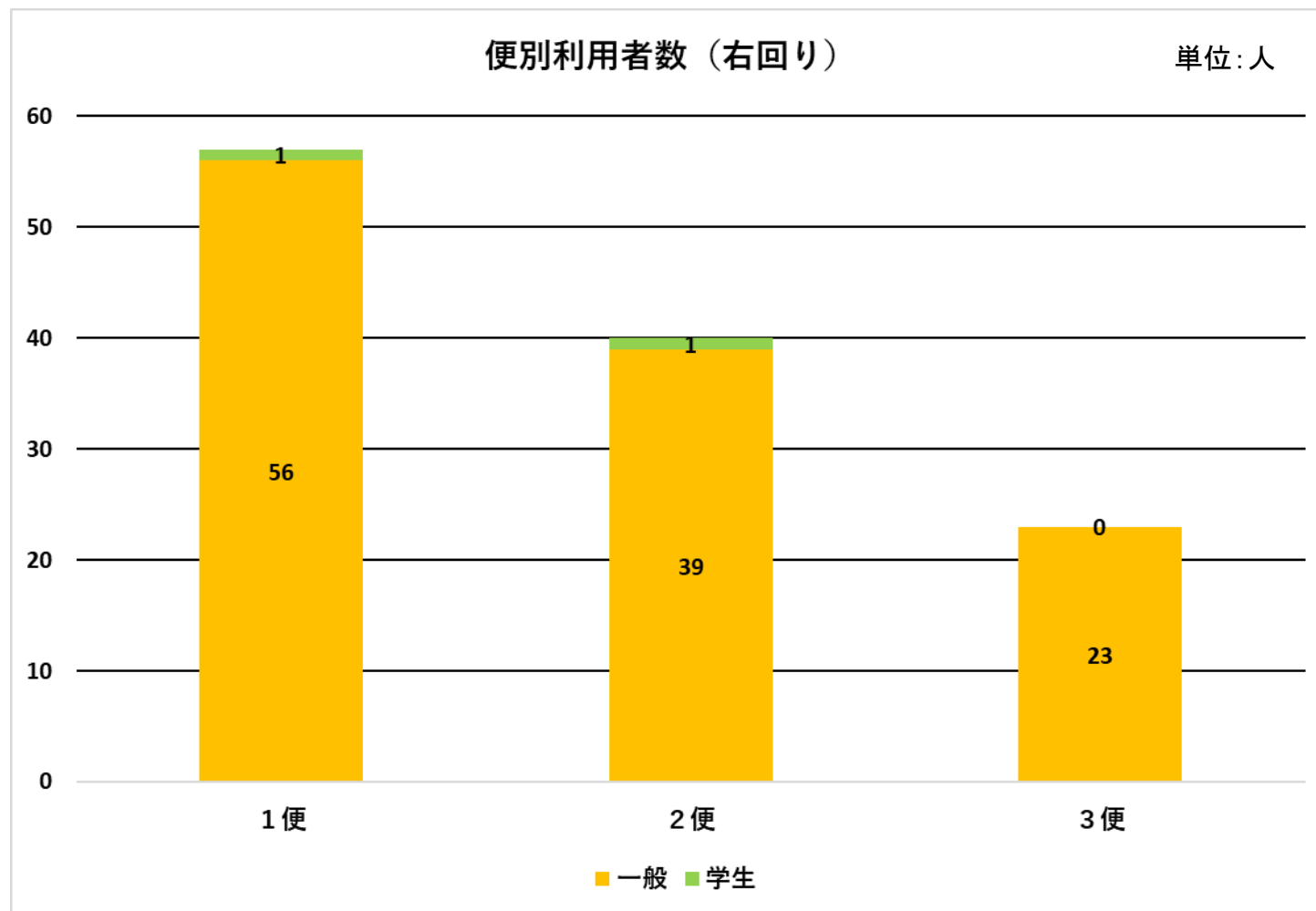
左回り

※R7年度の乗車記録より作成



右回り

※R7年度の乗車記録より作成



川島線

- 一部で空車となっている便があり、運行効率の低下を招いている
- 現行ダイヤはドライバーの拘束時間が長く、1日に3人のドライバーを確保する必要がある。ドライバー不足の状況を踏まえると拘束時間の短縮を検討しなければならない

飯沼線

- 飯沼線は国の補助要件となる利用者数(乗車人員が2人／1便以上であること)に達していない
- また、接続先である塩尻市地域振興バスすてっぷくんとの接続便が十分に確保されていない
- 町中心部への買い物目的とした町内移動のニーズと塩尻市地域振興バスすてっぷくんととの接続を考慮し、塩尻方面の移動ニーズの2つが顕在化しており、優先順位付けが課題となっている

町営バスとしての運行を基本にしつつ、効率的で利便性の高いダイヤへ見直し

2

運行ダイヤ見直し方針(案)

- ① 川島線の空車便を集約する一方、鉄道との接続に合わせてダイヤを調整し、利便性の低下を防ぐ
- ② 飯沼線では、引き続き塩尻市地域振興バスすてっぷくんへの接続を考慮するとともに、利用者ニーズに応じて町中心部への直通便を増便する（※全体の便数は維持）

[illegible]

自家用有償旅客運送（川島線・飯沼線）の更新登録について

自家用有償旅客運送とは、バス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合に、地域の関係者による協議を経た上で、市町村や NPO 法人等が自家用車を用いて提供する輸送サービス。

また、サービスの実施には長野県への登録手続きが必要となっているため、辰野町では町営バス川島線・飯沼線の登録手続きをしている。

1 協議の趣旨

令和 8 年 9 月 30 日で、登録の有効期間が満了となるため更新登録の申請を予定している。当該申請の添付書類として、「地域公共交通会議等における協議が調ったことを証する書類」が必要となるため、協議をお願いするもの。

2 登録の内容

登録番号	北長市交第 17 号
登録の有効期限	令和 8 年 9 月 30 日
登録者名称	辰野町
代表者	武居 保男
住所	長野県上伊那郡辰野町中央 1 番地
運送の種別	市町村運営有償運送
路線又は運送の区域	別紙のとおり
運送する旅客の範囲	町民及び一般利用客
対価の額	【川島線】 1 乗車 100 円・200 円 【飯沼線】 1 乗車 100 円・200 円 ○小学生・障がい者・免許返納者は定期券が半額 ○回数券、定期券あり。 →回数券（一般）：11 枚綴り 回数券（学生）：13 枚綴り

3 更新を必要とする理由

町営バス川島線、飯沼線の運行を維持することにより、日常生活に必要な通院・買物等の移動手段が確保される。

また、利用者数は減少傾向にあるが、通勤・通学・通院などで一定の利用者がおり、今年度も引き続き事業継続をしているため、更新登録を行う。

(別紙)

